

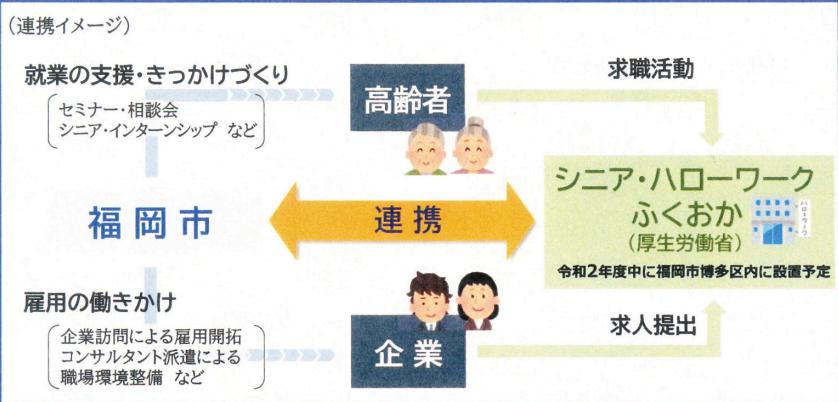
議会質問 「働きたい」高齢者を支援！『シニア・ハローワークふくおか』開設！

保健福祉局の調査により、高齢者(60歳～75歳未満)の55%が就業を希望していることが明らかになりました。平均寿命が伸びている中、年金の減額や消費税増税等により、将来への不安が増していることを反映しています。

本市では、2019年度より「シニア活躍応援プロジェクト」として、就業セミナー・個別相談会が実施されるとともに各区役所や老人福祉センター等市内14か所に「シニアお仕事ステーション」が設置され、本年度より就業体験を行う「シニア・

インターンシップ」も始まりました。

高齢者は健康状態・職業経験等の個人差があり、希望する業種・職種も多岐に渡り、また事業者とのミスマッチもあることから、「シニア活躍応援プロジェクト」事業の周知と拡充を求めていました。また、ハローワーク等の関係機関との連絡・調整や相談を行う総合的な窓口部署の設置を要望。「高齢者に特化した就業相談窓口『シニア・ハローワークふくおか』の開設に向け、国と調整を進めていく」との答弁を得ました。



■新型コロナウイルス支援策一覧 【個人・世帯向け】

対象者	支援の内容	問い合わせ先・申請
休業や失業等により 生活資金でお悩みの方 ※上段・緊急小口資金 下段・総合支援基金 それぞれ各世帯1回限りの申込み	少額の費用を貸付 貸付上限: 10万円以内 (20万円の特例あり) ※無利子、保証人不要、償還期限2年以内	社会福祉協議会 生活福祉資金受付センター ☎ 092-791-7266(平日9時～17時) ①電話で受付 ↓※申請締切 2021年3月末 ②借入要件を満たす方に申込書を郵送 ↓ ③申請書は簡易書留で郵送
	原則3月以内の生活費用を貸付 貸付上限: 月20万円以内 (単身世帯は15万円以内) ※無利子、保証人不要、償還期限10年以内	
離職・休業等で 家賃の支払いにお困りの方	家賃の全てもしくは一部を3ヶ月、 行政が支払う ※9ヶ月への延長制度あり。	必要書類を下記に郵送 福岡市生活自立センター[住居確保給付金] (福岡市中央区天神エルガーラオフィス棟7F) ☎ 0120-17-3456(平日9時～17時)
休業手当を受けることが できない方	休業前賃金8割(日額上限11,000円) 2020年4月～2021年2月28日 事業主の指示により休業した中小企業の 労働者、アルバイトも可	厚労省新型コロナ「休業支援金・給付金」 ☎ 0120-221-267(平日8:30～20:00) ※詳細: 厚労省HP(土日祝8:30～17:15) 支給申請書・給与明細等)を郵送
仕事を探している方 ※15歳以上	プロの専門相談員が就業をサポート	福岡市就労相談窓口(予約制) 各区役所、但し博多区は、商工会議所1F、 南区はアミカス1F(高宮1丁目) ☎ 092-733-0717(平日9時～17時) ※相談場所により、相談日・時間が異なります。
小・中学校の費用の支払いに お困りの家庭	学用品費や修学旅行・社会見学費等 の支給、給食費の免除	お子さんの小・中学校、または 教育委員会教育支援課 ☎ 092-711-4693[就学援助]

[問合せ先]おちいし俊則事務所(TEL. 092-606-4541)

※詳細は、福岡市HPでもご覧いただけます。

PROFILE

1956年4月1日 福岡市東区奈多生まれ
1971年 和白中学校卒業
1974年 福岡高等学校卒業
1979年 福岡教育大学卒業
1979～2006年 27年間、福岡市内の小学校で
教壇に立つ(和白東小、千代小、香椎浜小、東吉塚小、美和台小)
2006年 教育委員会議員 三期目

所属委員会・協議会等

- ◆ 経済振興委員会
(経済観光文化局・港湾空港局・農林水産局)
- ◆ 少子・高齢化対策特別委員会
- ◆ 九州大学移転・跡地対策協議会
- ◆ 博多港地方港湾審議会
- ◆ 福岡市水産業振興審議会

おちいし俊則事務所

〒811-0204 福岡市東区奈多1-10-12
TEL 092-606-4541 FAX 092-606-6878
<http://www.ochiishi.jp/>
e-mail / info@ochiishi.jp

笑顔をつくる。



福岡市議会議員【東区】

議会活動レポート Vol.29

2021年 冬号

とし のり

おちいし俊則

謹賀新年 溫かい心遣いと支え合いで、この禍を乗り越えましょう。

新型コロナ感染拡大の収束の見通しが立たない中、仕事や子育て、教育等、あらゆる「日常の暮らし」が脅かされています。菅首相は、「自助と絆」を力説していますが、今、「自助」の前提となる生活支援や雇用対策等の「公助」が、すでに崩れかけており、支援を必要としている人たちやエッセンシャルワーカーへの支援策の拡充が必要です。

2021年度予算を審議する2、3月定例議会(2/17開会)では、コロナ禍において市民の皆さんから寄せられた数多くの声・意見を市政に反映させるべく議会・委員会に臨みます。

本年も、変わらぬご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



議会質問 学校に「実効性ある働き方改革」のかぜを！

2020年12月11日

●教員の時間外勤務「月45時間、年間360時間」が上限

教職員の病気休職者の増加は、今や社会問題となっており、本市の過去5年間の「心の病気による休職者総数」は274人、休職者総数386人の70%超にも上っています。2019年に策定された「第3次心の健康づくり計画」では、予防対策の強化とともに「働き方改革の推進」が明記されました。子どもたちの「学びの保障」のためにも、超過勤務の解消と健康維持対策が急務です。

これまで、教員は「給特法」(※)により、残業代が支払われない上に、時間外勤務も際限のない状況にありましたが、「働き方改革」の一環として、48年ぶりに「給特法」が改正されたことに伴い、2020年4月「福岡市立学校の給特条例」が改正され、時間外勤務の上限は、特別の事情を除き「月45時間、年間360時間以内」と定められました。

しかし、直近の勤務実態調査により、時間外勤務が月平均40時間もあることが明らかになっていることから、人的配置とともに勤務時間の管理の徹底や業務改善、部活動ガイドラインの遵守等、実効性ある働き方改革となる方策を強化するよう要望しました。

●全学年「35人以下学級」実施に見合う教員の配置を

国において義務教育標準法が改正され、2021年度より、小学校に限り段階的に「35人以下学級」が実施されます。本市は、9月議会において、「小中学校全学年で35人以下学級」実施を決定、学級増となる小学校5・6年生の担任には、「専科指導」「少人数指導」の加配教員を振り替えるとしています。教育長は「教職員の配置を国に強く要望する」と答弁していますが、学級増に見合う教員の配置がなければ、市教育振興計画に基づく、一部教科担任制や少人数指導等の教育実践体制が後退し、学校における働き方改革に逆行する状況が懸念されることから、「35人以下学級」実施に見合う市独自の加配教員の配置を求めました。



※給特法 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(1971年)

教員の勤務態様の特殊性をふまえて、公立学校の教員について、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、当時の平均時間外勤務月8時間を基に給料月額4%に相当する教職調整額を支給することを定めた法律。